

## 警察庁保安課・廣田耕一課長講

本年も宜しくお願いいたします。

さて、昨年4月1日付けで保安課に着任し、約10か月が過ぎようとしています。昨年1年を振り返りますと、まず印象に残ったのが、1円ぱちんこ等の低賃玉営業であります。民間調査によれば、1円パチンコに代表される低賃玉営業は全体の6割近い店舗で導入され、これより更に安い0.5円パチンコも増加傾向にあると聞きます。現在の厳しい経済不況下においても各ホールが創意工夫され、お客さんが、勝ち負けよりも、少ない投資金額で、時間をかけて、遊技そのものの面白さを楽しんでもらえるよう努力されていることを強く感じました。また、そのほかいくつか印象に残ったものを挙げますと、まず、これは私が着任する前の話ではありますが、昨年1月、貴団体・日遊協・日工組・日電協の4団体で遊技機の販売方法に関する合意書を取り交わされ、いわゆる大量導入優先販売や「抱き合わせ販売」といった販売方法の禁止等について合意されました。また、パチンコ攻略法問題については、販売等の名目で詐欺等が多発していることに対応すべく、貴団体を含めた業界7団体で構成するセキュリティー対策委員会において、ウェブサイトやポスターにより注意喚起するなどの従来からの対策に加え、ウェブサイトにも相談窓口を設けて被害の未然防止等を図られたほか、国民生活センターと協力して更なる注意喚起を実施されました。中古機移動については、貴団体を含めた業界6団体で構成する中古機流通協議会において、型式の同一性の確保、責任の所在の明確化の観点から、セキュリティーを確実に確保できる移動方法について精力的に検討を行っていただきました。そして、昨年末には、遊技業界の14団体による「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」の全体会合が2年ぶりに開催され、私もご挨拶をさせていただきましたが、その後、全体会議において活発な議論が行われたと聞いております。

また、業界をあげてのこのような取り組みと並行して、厳しい経済環境における組合員の金融環境改善のため、中小企業庁等に対し、ぱちんこ営業を信用保証の対象にすること、あるいは公的融資の対象とすることを求めて陳情するなど、ホール団体を代表して懸命な活動を継続していると承知しております。

このように業界が団結して、業界の課題などに対して真剣かつ前向きに取り組まれていることは、業界の健全化という観点からも大変意義のあることと思います。今年もこのような取り組みを継続して推進していただければと願うところであります。今日は若干お時間をいただいているところでもありますので、新しい年を迎えて皆様方に、ぱちんこが、より健全な大衆娯楽としての位置付けを盤石なものとするために必要と考えられることを何点かお話しさせていただきます。

### 「健全化に向けたアイデアを出し合って前進へ。のめり込み対策や社会貢献活動等を“ぱちんこをしない人”にPRすることも健全化・大衆化という観点から必要不可欠

1点目は、現在ぱちんこをしない方を含めた目線に立った取組みの推進ということです。

ぱちんこ産業の現状について申し上げますと、財団法人日本生産性本部の「レジャー白書2009」によるところでは、市場規模は年々減少し、かつて30兆円と言われていたものが、平成20年は21兆7千億円と前年比5.5%の減少となっています。ただ、平成19年と比較すると、下げ幅は縮小しております。一方で、平成20年のぱちんこ参加人口は、前年に比べ130万人ほど増加して1,580万人となり、4年ぶりに増加に転じています。これは、平成16年の規制改正以降、業界全体の取組みとして、射幸性を抑え、より広い層の方々にできるだけ手軽に安く安心して遊技ができるよう、1円ぱちんこ等の低賃玉営業の導入が促進されたことや、ホール・メーカー・販社が協力して「遊パチ」の構築に取り組まれるなど創意工夫された結果、ぱちんこ人口の増加に反映されたものと考えております。ぱちんこ営業が大衆娯楽としての地位を確固たるものとするべく、今後も、健全化に向けたアイデアを出し合って前進していただきたいと思っております。

また、私どもとしては、ぱちんこをしない方にも、ぱちんこ業界が、経営上の利益のみを求めているものではなく、負の側面も直視して、のめり込み対策、低射幸性遊技機の開発、環境対策、社会貢献活動等の様々な対策を講じていることをPRすることは、業界の健全化、大衆化という観点からも必要不可欠なことであると考えております。

### 「リカバリーサポート・ネットワークへの継続した支援に期待!!。ホール店内ATMの設置は、客の視点や社会からの見られ方など、多角的な面から検討を重ねた上で対応を」

2点目は、のめり込みの問題です。この問題に対応する機関として、先ほども触れましたが、貴団体の支援で設立された、ぱちんこ依存問題相談機関「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」の活動があります。昨年4月、西村代表が警察庁にお立ち寄りの際にお話を伺いましたが、この取組みは、のめり込みという負の側面に正面から対処するものとして、継続していくことに意義があると言えます。リカバリーサポート・ネットワークは、昨年10月に特定非営利活動法人の法人格を取得され、昨年12月に開催された21世紀会において、貴団体から、当法人を支えていくことを提案されましたが、このような取組みは評価すべきものであり、今後も、業界全体として引き続き支援されることを期

待します。

当法人におかれましては、平成18年の設立以来、相談件数は年々増加しており、平成20年度は1年間で合計1,187件の電話相談があったということです。また、今年度は、昨年4月1日から12月末までに993件の電話相談があり、1ヶ月平均で約100件の相談が寄せられていることとなり、着実に実績を挙げられているところであります。しかしながら、依然として、ぱちんこののめり込みが要因となって犯罪に走ったというような報道や児童の車内放置事故が散見されます。一昨年4月に鹿児島県下で発生した死亡事故に引き続き、昨年8月にも、秋田県下のホール駐車場で、熱中症によると思われる死亡事故が発生し、母親が保護責任者遺棄致死罪で逮捕されるという事件に発展するなど、残念ながら2年続けてこのような事故が起きてしまいました。

他方、子供事故防止対策を徹底するため、貴団体においては、子供事故防止「強化月間」等を設け、各都府県方面遊協に対して周知徹底を継続して、ホール駐車場の巡回活動等に取り組まれた結果、昨年4月1日から12月末までに42件の事故を未然に防止されたと聞いています。また、昨年の死亡事故を認知した直後に「緊急通告」を発出して再発防止を図っていることも承知しています。このような懸命な取組みによって、被害が最小限に食い止められていると言っても過言ではないと思っております。今後も、業界内の対策として、店舗ごとの事故防止対策の徹底を図られ、今年の事故が0件となり、これを毎年更新していくことを期待しております。

そのほか、最近少し気になるのが、ぱちんこ店におけるATM機の設置に関することです。昨年、関東、関西地区のホール約130店舗に銀行ATMが設置され、試験導入を実施していることを聞いております。このATM機設置については、これまでもお願いしてきたとおり、利用する客の視点に加えて、社会からどのように見られているのかといった点など、多角的な面から検討を重ねた上で、対応していただきたいと思っております。

### 「遊技機の不正改造の防止も事業者の負う重要な責務の一つであることを十分認識し、従業員の指導監督を含めた日常の点検を確実に実施」

3点目は、不正改造についてです。これまでの検挙件数を見ますと、平成19年が32件、平成20年が20件、昨年が9月末現在で9件と、年々減少しております。ただ、その手口が、一層、悪質巧妙化しており、基板ICに不正が行われているにもかかわらず、その痕跡が非常に分かりづらいものも認められ、発見されるに至っていない不正遊技機が相当数あるのではないかと考えられるところであります。警察としては、こうした形態による不正手口にも着目しな

がら、引き続き取締りに力を入れていきたいと考えています。

他方で、この不正改造問題は、私ども警察が取締りをすれば、それでなくなるものではなく、決してありません。この点、業界においては、不正に強い遊技機づくり、不正情報の収集・分析、立入検査等、様々な取組みがなされており、検挙件数減少の背景には、これらが奏功している点もあると考えております。とりわけ、不正を排除しようとする業界全体の発意の下に設立された遊技産業健全化推進機構の活動が、質・量ともに年々充実しており、立入店舗数については、昨年4月1日から12月末日までの間で3,407店舗と、既に昨年度の2,995店舗はもとより、目標の3,200店舗を上回っていると聞いております。そして、機構の立入検査を端緒として、検挙に至った事例も、平成19年に立入を開始して以降9件（今年0件）に上っています。これらの成果は、機構のご尽力はもとより、立入検査を受けるホール側皆さんの理解と協力があってこそ結果であると思っております。

ただ、一方で、機構検査員に対して暴行を働く事案など、機構の設立目的や活動趣旨が理解されていないと考えられる事案も発生していると聞いております。業界の総意で第三者機関として設立された機構でありますので、業界全体でその位置付けを維持し、その活動を積極的かつ強力に支えていく必要があると考えています。

また、こうした業界としての取組みだけではなく、各ホールの営業者はもとより、従業員一人一人が、「不正改造は絶対許さない、見逃がさない」という意識を強く持っていただくことも重要であります。ホール営業者の皆さんにおかれましては、遊技機の不正改造の防止も営業者の負う重要な責務の一つであることを十分認識していただき、従業員の指導監督を含めた日常の点検を確実に実施するなど、不正改造防止対策をより積極的に進めていただきたいと思います。

**「買取り、買い取らせの規制は、現金提供の禁止や遊技機の規制と並んで、ぱちんこ営業の根幹をなす規制の一つ。一般の人から見て賭博と一線を画す営業とはっきり分かるようにするためにも遵守しなければならない規制」**

4点目は、賞品の関係ですが、まず一つ目は、賞品買取り問題であります。昨年来、いくつかの業界において行政講話の機会をいただいた際、この買取り問題について話をいたしました。ご案内のように、風営法は、ぱちんこ営業者が客に提供した賞品を買取ることを禁止しております。この買取りのほか、条例により、ぱちんこ賞品を買取らせないことを営業者の遵守事項として規定しているところも多く、これを行政処分の対象としています。

ここで、なぜこの買取り、買い取らせの問題を重視するかということですが、ぱちんこは、風営法によって、遊技機や賞品などに関する規制を設け、著しく客の射幸心をそそるものとならないように規制し、そのことによって賭博とならないようにしているものであります。この買取り、買い取らせの規制は、現金提供の禁止や遊技機の規制と並んでぱちんこ営業の根幹をなす規制の一つであり、一般の人から見て賭博と一線を画す営業とはっきり分かるようにするためにも、是非とも遵守していただかなければならない規制であることを、今一度ご認識していただければと思います。

なお、ぱちんこ営業とは直接関係ありませんが、平成21年中「闇スロ」と呼ばれる賭博事件が多発しました。当課で把握しているものでは、平成20年に26件、平成21年に同じく26件の検挙報告があります。このうち、昨年10月に検挙されたものは、現在ホールに設置されている型式と同じ型式のぱちんこ遊技機を使用して賭博を行っていた事案であります。それまでホールで使われていた遊技機に若干の改造を加えただけのものを使用してあり、その意味で、遊技機を廃棄等する場合には、これを適切に処理しなければ賭博として使われるおそれがあることを、ご配慮していただければと思います。

賞品関係の2つ目は、賞品の取りそろえの充実についてであります。平成18年12月、業界団体総意の下、「ぱちんこ営業に係る賞品取りそろえの充実に関する決議」がなされ、以降、賞品の取りそろえの充実及び当該義務の確実な履行に取り組みされてきたところ、平成19年末には90%以上のホールで目標を達成し、お客様の多様なニーズに応えられるようにしていると聞いています。この決議がなされて3年余りとなりますが、引き続き、賞品の取りそろえを充実させ、当該義務が確実に履行されるように十分に配慮していただきたいと思います。

**「中古機移動に係る型式の同一性の確保及び責任の所在の明確化について、"実効ある改善策の履行"に期待!!」**

5点目は、中古機移動に係る型式の同一性の確保及び責任の所在の明確化についてです。

ホールに設置されるほとんどの遊技機が、検定を受けた型式に属する遊技機として、型式検定制度に則った簡略な手続きにより、遊技機に係る変更承認申請や認定申請がなされております。この制度の対象となる遊技機は、当然のことながら、当該遊技機メーカーが検定を受けた型式と同一性が認められるものでなければならず、この同一性はホールに設置されるまで確保されることが求められています。現在、この同一性は、中古機移動や認定申請については、公安委

員会が認めるいわゆる遊技機取扱主任者や特例風俗営業所の管理者が点検確認を実施することにより保証していますが、不正の手口が巧妙化するなかで、果たして、実質的な点検確認が行われているのか、点検確認をしてから移動先ホールに設置されるまでその同一性が確保されているのか、といったことを懸念しております。この点、冒頭にも触れましたが、貴団体を含めた業界6団体で構成する中古機流通協議会において、その問題点に係る改善策を真摯に検討されていると聞いており、その取組みに敬意を表するとともに、実効ある改善策を履行されることを期待しているところであります。また、型式の同一性を保証するのは、遊技機取扱主任者等に厳格な点検確認を求め、遊技機の受け渡しには責任ある立場の人間が立ち会い、型式の同一性に疑いがある遊技機は受け取らないといった姿勢を堅持するとともに、責任の所在を明確化することも重要ではないかと思っております。

**「業界における地球温暖化防止対策も、目標達成に向けて継続、メーカー等と協力し、一致団結して取り組みを」**

このほか、現在、業界における地球温暖化防止対策として、一昨年、「環境自主行動計画」を策定され、ホールの電気使用量を抑えるため努力されているところですが、昨年11月の生活安全研究会において、平成20年度のCO2排出量を報告しました。同研究会では平成19年度の基準値と比較した初めての年であり、今後の目標を達成していく上でも注目されるところであります。報告時において集計が完了していなかったため暫定数値ではありましたが、基準値から若干の削減が見られたところであります。各ホールでは、使用電力量を抑えるために試行錯誤しながら様々な努力をされていることと思いますが、引き続き、目標達成に向けてメーカー等と協力していくことが必要であり、皆様方が一致団結してしっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

最後になりますが、ぱちんこ営業は、1,500万人を超える方々が楽しんでいる代表的な大衆娯楽です。このような娯楽は、おそらく他にはないものと思われれます。

不況の波を受けながら、様々な営業努力をされている皆さんの努力を無駄にすることなく、警察としても、業界の健全化のために、可能な限りお手伝いしていきたいと考えています。貴団体にあつては、ホール団体の要として業界をリードし、手軽に安く安心して遊技を楽しむことができる環境の整備を進められるとともに、業界の発展と健全化に向けて努力され、広く国民に受容される業態を確立されることを祈念いたしまして私の話を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。